

情報公開に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規定は、特定非営利活動法人馬瀬川プロデュース（以下、当法人という）が特定非営利促進法 28 条の定めるところにより、情報公開に関し基本的対応事項を定めることを目的とする。

（公開書類）

第2条 公開書類は以下のとおりとする

- (1) 定款
- (2) 事業計画書、活動予算書（当該年度のもの）
- (3) 過去5年間の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録

（閲覧場所）

第3条 閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、代表理事の指定する場所とする。

（閲覧日時）

第4条 閲覧希望者は、希望日時の5日前までに主たる事務所に連絡することとする。

2 当法人は正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

（付則）

この規定は、令和5年3月20日から施行する。